

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、中学校修了前の児童を養育している者に対する児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格管理 ②給付管理
③システムの名称	社会保障システム（児童手当システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当システムファイル、申請データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 106、107の項 【情報提供の根拠】 42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・こども部こどもまんなか室子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康・こども部こどもまんなか室子育て応援課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1094
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

〔 〕 人手を介在させる作業はない

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、個人番号の真正性確認を行うことを原則としている。申請者からマイナンバーが得られない場合には住基ネット照会を行っているが、基本４情報によるマイナンバーとの紐付けを行うことで、適切に本人を特定を行っている。
-------	---

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

＜選択肢＞	1) 特に力を入れて行っている
--------------	------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	--

判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入してもらうようにしている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	左織 誠	健康・子ども部子ども支援課長 新井 秀和	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名番号連携システム	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名番号連携システム、京都府・市町村共同電子申請システム	事前	
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル名	児童手当システムファイル	児童手当システムファイル、申請データファイル	事前	
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「児童手当関係情報」） 26、87の項 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 74の項 ※主務省令未制定…75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第40条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「児童手当関係情報」） 26、87の項 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第40条、第40条の2	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康・子ども部子ども支援課長 新井 秀和	子ども支援課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	－	(項目を追加)	事後	
平成31年3月29日	2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの 対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年11月13日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年11月13日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和4年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「児童手当関係情報」） 26、87の項 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第40条、第40条の2	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「児童手当関係情報」） 26、87の項 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第40条、第40条の2	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「児童手当関係情報」） 26、87の項 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内各府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第40条、第40条の2	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 106、107の項 【情報提供の根拠】 42、125、141、161の項	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康・子ども部子ども支援課 子ども支援課長	健康・こども部こどもまんなか室子育て応援課 子育て応援課長	事後	
令和7年3月14日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康・子ども部子ども支援課	健康・こども部こどもまんなか室子育て応援課	事後	
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		【人為的ミスが発生する対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、個人番号の真正性確認を行うことを原則としている。申請者からマイナンバーが得られない場合には住基ネット照会を行っているが、基本5情報によるマイナンバーとの紐付けを行うことで、適切に本人を特定を行っている。	事後	
令和7年3月14日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		【最も優先度が高いと考えられる対策】 2) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 【（当該対策は十分か【再掲】）】 十分である 【判断の根拠】 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入してもらうようにしている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名番号連携システム、京都府・市町村共同電子申請システム	社会保障システム（児童手当システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー	事前	